

○津山市男女共同参画まちづくり条例施行規則

平成14年10月1日

津山市規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、津山市男女共同参画まちづくり条例（平成14年津山市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第15条第1項の規定による相談又は苦情の申出をしようとする者は、苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審議会委員の任期)

第3条 条例第21条第1項の津山市男女共同参画まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の増員により新たに委嘱された委員の任期は、現に委員である者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査及び審議するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の状況並びにその結果を審議会に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読替えるものとする。

(審議会の庶務等)

第7条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後、最初に委嘱する委員の最初の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成16年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この規則による審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号(第2条関係)

苦 情 等 申 出 書

年 月 日

津山市長 殿

(申出人)住 所  
氏 名  
電話番号

津山市男女共同参画まちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり申出します。

苦情等の申出の趣旨	
苦情等の申出の内容	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ----- (相談している場合には、具体的に記入してください。)
今後の連絡について、特に配慮を要する場合の連絡先(電話番号、時間帯等)	

※ 申出人の住所及び氏名は、法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。